

訪問看護基本療養費及び訪問看護管理療養費				
訪問看護基本療養費Ⅰ	1回30分から90分まで（看護師）	週3日まで	5,550円／回（准看護師：5,050円）	
		週4日以降	6,550円／回（准看護師：6,050円）	
	1回30分から90分まで （理学療法士・作業療法士・言語聴覚士）	週3日まで	5,550円／回	
		週4日以降	5,550円／回	
訪問看護基本療養費Ⅱ （同一建物居住者への訪問）	同一日 2人（看護師）	週3日まで	5,550円／回（准看護師：5,050円）	
		週4日以降	6,550円／回（准看護師：6,050円）	
	同一日 3人以上（看護師）	週3日まで	2,780円／回（准看護師：2,530円）	
		週4日以降	3,280円／回（准看護師：3,030円）	
	同一日 2人 （理学療法士・作業療法士・言語聴覚士）	週3日まで	5,550円／回	
		週4日以降	5,550円／回	
	同一日 3人以上 （理学療法士・作業療法士・言語聴覚士）	週3日まで	2,780円／回	
		週4日以降	2,780円／回	
悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア、褥瘡ケア又は人口肛門ケア及び人口膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合		他の訪問看護事業所で同一日に共同して指定訪問看護を行った場合 12,850円（月1回） *訪問看護管理療養費は算定なし		
訪問看護基本療養費Ⅲ （入院中の外泊）	在宅療養に備えた外泊中の訪問看護が必要と認められた者	1回	8,500円／日 （訪問看護管理療養費算定なし）	
	厚生労働大臣が定める疾病、特別管理加算の状態	2回まで		
訪問看護管理療養費	機能強化なし（ニ）	月の初日	7,670円／日	
	訪問看護管理療養費1	2回目以降	3,000円／日	
その他加算				
24時間対応体制加算（ロ）	利用者又はその家族等からの電話等に常時対応出来、緊急訪問できる体制	月に1回	6,520円	
特別管理加算Ⅰ	留置カテーテルを使用している状態等	月に1回	5,000円	
特別管理加算Ⅱ	在宅酸素療法指導管理等を受けている状態等	月に1回	2,500円	
難病等複数回訪問加算	厚生労働大臣が定める疾病等、特別管理加算の状態にある利用者、特別訪問看護指示書の交付を受けた利用者	単独 あるいは同一建物1人、又は 2人	1日2回目	4,500円
			1日3回以上	8,000円
		同一建物3人以上	1日2回目	4,000円
			1日3回以上	7,200円
複数名訪問看護加算	① 厚生労働大臣が定める利用者等、 ② 特別管理加算の状態、 ③ 特別訪問看護指示書交付、 ④ 暴力行為、著しい迷惑行為等 ⑤ 利用者の身体的理由により一人の看護師による訪問が困難、 ⑥ その他利用者の状況等から判断して①から⑤のいずれかに準ずると認められる  複数名での訪問看護を、利用者、家族の同意を得た場合、算定可能  *その他職員とは （看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護補助者）	単独 あるいは同一建物1人、又は 2人	看護師1名+他看護師	4,500円
				4,000円
		同一建物3人以上	【①から⑥ 上記、算定対象】 週1回限度	3,800円
				3,400円
		同一建物3人以上	【①②③④ 上記、算定対象】 週1回限度	3,000円
				2,700円
		同一建物3人以上	【④⑤⑥ 上記、算定対象】 週3回限度	3,000円
				2,700円
		同一建物3人以上	1日1回 看護師1名+その他職員	3,000円
				2,700円
同一建物3人以上	1日2回 看護師1名+その他職員	6,000円		
		5,400円		

その他加算				
複数名訪問看護加算		単独 あるいは 同一建物1人、又 は 2人	1日3回以上 看護師1名+ その他職員	10,000円
		同一建物3人以上		9,000円
【①②③ 上記、算定対象】制限回数なし				
緊急訪問看護加算	利用者又はその家族の希望で診療所・ 在宅療養支援病院の主治医の指示によ り、緊急の訪問を実施した場合	月 14日目まで	2,650円	(1日に1回)
		月 15日目以降	2,000円	(1日に1回)
長時間訪問看護加算	厚生労働大臣が定める状態等、 特別訪問看護指示期間中	90分を超える訪問 看護を行った場合	週1回	5,200円
	15歳未満の超・準超重症児 15歳未満で厚生労働大臣が定める状態等		週3回	
乳幼児加算	6歳未満の乳幼児に対して訪問看護を 行った場合	1日に1回	1,300円	
	6歳未満の乳幼児で、超重症児、準超 重症児等、厚生労働大臣が定める状態 の場合	1日に1回	1,800円	
夜間・早朝訪問看護加算	夜間訪問（午後6時から午後10時まで） 早朝訪問（午前6時から午前8時まで）	1日に1回	2,100円	
深夜訪問看護加算	深夜訪問（午後10時から午前6時まで）	1日に1回	4,200円	
退院時共同指導加算	医療機関、介護老人保健施設、介護医療院に 入院・入所中の利用者または家族に対 して、主治医または施設職員と共に看護師等 （准看護師を除く）が退院・退所にとも ない療養上の指導を行い、その内容を提供し た場合	1回限り	厚生労働大臣が 定める疾病等 2回限り	8,000円 (退院日・退所日の前月に実施した 場合も算定可能)
特別管理指導加算	退院時共同指導加算算定者に右記該当 する場合に加算	厚生労働大臣が 定める疾病等	2,000円	
退院支援指導加算	厚生労働大臣が定める疾病等 厚生労働大臣が定める状態等 退院日の訪問看護が必要と認められた 場合	退院日に療養上、 必要な指導を行っ た場合（准看護師 を除く）	6,000円 (90分を超える療養上必要な指導を行っ たとき又は退院日に複数回の訪問によ り当該指導時間の合計が90分を超えた場 合は8,400円を加算する)	
在宅患者連携指導加算	利用者の同意を得て、訪問診療を実施 している医療機関、歯科、薬局と文書 等により情報共有を行い、看護師等 （准看護師を除く）がそれを踏まえた 療養上の指導を行った場合	月1回限り	3,000円	
在宅患者緊急時等 カンファレンス加算	在宅での療養を行っている利用者の状態 の急変等に伴い、在宅療養を担う医療機関の 医師の求めにより、その医師、訪問歯科 医、薬局等の薬剤師、介護支援専門員、相 談支援専門員、看護師等（准看護師を除 く）と共同で、患者に赴きカンファレンス に参加し、療養上必要な指導を実施した場 合	月2回限り	2,000円	
看護・介護職員連携強化加算	訪問看護ステーションの看護師又は准看護 師が、登録喀痰吸引等事業者等と連携し、 医師の指示の下に行われる喀痰吸引等の行 為が円滑に行われるよう、喀痰吸引等に関 してこれらの事業所の介護職員に対して、 必要な支援を行った場合	月1回限り	2,500円	
訪問看護情報提供療養費 1	厚生労働大臣が定める疾病、状態等の利用者 に対し利用者の同意を得て、利用者の居住地を管 轄する市町村等からの求めに応じて訪問看護の 状況を文書を添えて情報提供した場合	月 1 回限り	1,500円	
訪問看護情報提供療養費 2	厚生労働大臣が定める疾病、状態等の利用者 のうち、18歳未満の小児、18歳未満の超・準超 重症児が、保育所又は学校等（大学を除く）に入 学や転学時等の当該学校に初めて在籍する利用 者について利用者の同意を得て、学校からの求 めに応じ訪問看護の状況を文書を添えて情報 を提供した場合	各年度1回限り 但し転学等で初 めて在籍する月、医 療的ケアの実施方 法等を変更した月 は別に月1回算定 出来る	1,500円	

令和6年6月1日改定

その他加算			
訪問看護情報提供療養費 3	入院又は入所する利用者について、利用者の診療を行っている医療機関が入院又は入所する医療機関に対して診療状況を、利用者の同意を得て、訪問看護に係る情報を文書を添えて情報を提供した場合	月1回限り	1,500円
訪問看護ターミナルケア療養費 1	訪問看護ステーションの看護師等が、在宅でまたは特別養護老人ホーム等で死亡した利用者に対し、主治医の指示により死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上、ターミナルケアを実施し、ターミナルケアに係る支援体制について利用者及びその家族等に対して説明したうえでターミナルケアを行った場合（ターミナルケア後、24時間以内に在宅・特養等以外で死亡した者も含む）		25,000円
訪問看護ターミナルケア療養費 2	訪問看護ステーションの看護師等が、特別養護老人ホーム等で死亡した利用者に対して主治医の指示により、死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上、ターミナルケアを実施し、ターミナルケアに係る支援体制について利用者及びその家族等に対して説明したうえでターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24時間以内に特別養護老人ホーム等以外で死亡した者を含み、看取り介護加算等を算定している利用者に限る）		10,000円

その他の自費			
交通費	通常訪問先以外又は緊急訪問時におけるタクシー又は公共交通機関を利用した場合	実費	(消費税込)
* エンゼルケア料金 (ご遺体のお世話)	訪問看護サービスの提供と連続し、かつご家族のご要望に応じて行われた場合	20,000円	(消費税込)
* キャンセル料	ご利用者様のご都合による、当日のキャンセルの場合	2,000円	(不課税)
* 保険適用外の訪問看護	ご利用者様及びご家族様より訪問看護をご希望の場合	別紙：自費訪問看護利用料金表参照	

\* 医療費控除の対象外となります

## 利用料計算方法 (ご利用者様負担額) 1日算定 (負担割合1割の概算)

看護師等	訪問看護基本療養費 + 訪問看護管理療養費		
	① 月の1日目	② 週2～3日目まで	③ 週4日目以降
	1,322円	855円	955円

一ヶ月の利用料概算方法 :  
 ・ ① + (② × 訪問回数) + その他加算  
 ・ ① + (② × 訪問回数) + (③ × 訪問回数) + その他加算

\* 利用者負担額は、加入保険の負担割合に応じて上記料金表の1～3割負担となります

\* 受給者証をお持ちの方は種類によって公費負担が適用となります

\* 料金は月単位で計算されますので、数円単位で誤差が出ることがあります(一の位、四捨五入)